

警察本部
警察学校
警察署

項目コード	K 0 3 0 4
保存期間	30年
廃棄年月日	平成50年7月9日
担当係	現場指紋係

指紋等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成12年4月1日

三重県警察本部長 近藤善弘

指掌紋の取扱いに関する訓令

改正 平18県本部訓令第19号、平20第10号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 業務の管理（第4条－第9条）
- 第3章 業務の運用（第10条－第24条）
- 第4章 雑則（第25条）
- 附則
- 第1章 総則

（目的）

第1条 指紋及び掌紋の取扱いについては、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則13号。以下「規則」という。）及び指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号。以下「細則」という。）に規定されているところであるが、細則第10条の規定に基づき三重県警察における指掌紋記録等並びに遺留指紋及び遺留掌紋の管理及び運用の適正を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指紋記録等 被疑者の指紋及び氏名、異名その他の被疑者を識別するために必要な事項（以下「身上事項」という。）の電磁的方法による記録（以下「指紋記録」という。）又は被疑者の指紋を押なつし、及び身上事項を記載して作成した資料（以下「指紋資料」という。）をいう。
- (2) 掌紋記録等 被疑者の掌紋及び身上事項の電磁的方法による記録（以下「掌紋記録」という。）又は被疑者の掌紋を押なつし、及び身上事項を記載して作成した資料（以下「掌紋資料」という。）をいう。
- (3) 処分結果記録 被疑者の処分結果及び身上事項の電磁的方法による記録をいう。
- (4) 処分結果資料 被疑者の処分結果及び身上事項を記載して作成した資料をいう。

- (5) 現場指紋 犯罪現場その他被疑者が指紋又は掌紋を遺留したと認められる場所（以下「犯罪現場等」という。）に残された指紋又はこれを採取したものをいう。
- (6) 現場掌紋 犯罪現場等に残された掌紋又はこれを採取したものをいう。
- (7) 協力者指紋 被疑者以外の者で犯罪現場等に指紋を残したと認められるものから採取した指紋をいう。
- (8) 協力者掌紋 被疑者以外の者で犯罪現場等に掌紋を残したと認められるものから採取した掌紋をいう。
- (9) 遺留指紋 現場指紋のうち、協力者指紋に該当しないもので被疑者が遺留したと認められるものをいう。
- (10) 遺留掌紋 現場掌紋のうち、協力者掌紋に該当しないもので被疑者が遺留したと認められるものをいう。

(安全の確保)

第3条 指掌紋業務に関連するシステムに携わる者は、登録等の情報セキュリティに関する事項は、三重県警察情報管理システム等の運用管理に関する訓令（平成15年三重県警察本部訓令第3号）及び三重県警察の情報セキュリティに関する訓令（平成17年三重県本部訓令第10号）の定めるところにより、また、個人情報の取扱いにあつては、その重要性を認識し、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）等に定める事項を厳守するものとする。

第2章 業務の管理

(業務責任者)

第4条 警察庁業務責任者及び管区業務責任者との連携を密にし、適正かつ円滑な指掌紋業務の運用を行うため、業務責任者を置く。

- 2 業務責任者には、刑事部鑑識課長（以下単に「鑑識課長」という。）の職にある者をもって充てる。

(業務運用補助者)

第5条 業務責任者を補佐し、適正かつ円滑な指掌紋業務の運用を行うため、業務運用補助者を置く。

- 2 業務運用補助者は、刑事部鑑識課次長の職にある者をもって充てる。

(操作責任者及び端末操作者)

第6条 細則第1条に規定するライブスキャナ（以下「ライブスキャナ」という。）及び細則第2条第2項に規定する指掌紋業務端末装置（以下「端末装置」という。）の操作を行うことができる者（以下「端末操作者」という。）は、端末装置及びライブスキャナ（以下「端末装置等」という。）が設置されている所属の長の指名に基づき、警務部長が指定するものとする。

- 2 適正かつ円滑に端末装置等の運用を行うため、端末操作者の中に操作責任者を置く。
- 3 操作責任者は、刑事部鑑識課指紋担当の職にある者をもって充てる。

(機器管理者)

第7条 端末装置等の安全管理のため機器管理者を置く。

2 機器管理者は、端末装置等が設置されている所属の長をもって充てる。

3 機器管理者は、所属における端末操作者を指名するものとする。

(機器管理補助者)

第8条 機器管理者を補佐し、端末装置等の安全を確保するため、機器管理補助者を置く。

2 機器管理補助者は、端末装置等が設置されている所属の次長又は副署長の職にある者をもって充てる。

(利用者IDの交付等)

第9条 端末装置等の操作は、利用者ID及びパスワードを入力して行うものとする。

なお、指紋認証装置のある端末装置等については、あわせて指紋の登録を行うものとする。

2 業務責任者は、第6条第1項の規定により指定した端末操作者に係る利用者IDを、警務部情報管理課長を経由して警務部長に申請するものとする。

3 機器管理者は、端末装置等の操作をさせようとする者について、書面により利用者IDの交付を業務責任者に申請するものとする。

4 利用者IDの承認を受けた者は、パスワードが他に漏れることがないように適正に管理し、適宜、変更を行うこととする。

5 機器管理者は、端末操作者の指定を解除しようとするときは、業務責任者へ書面で申請するとともに端末操作者が受けていた利用者ID及びパスワードを削除するものとする。

第3章 業務の運営

(指掌紋記録等の作成)

第10条 規則第3条の規定による指紋記録及び掌紋記録の作成はライブスキャナを、指紋資料及び掌紋資料の作成はインクを用いて行うものとする。

(指掌紋記録等の送信等)

第11条 規則第4条第1項の規定による指紋記録及び掌紋記録の送信は、ライブスキャナを用いて行うものとする。

2 規則第4条第2項による指紋資料及び掌紋資料は鑑識課長に送付するものとする。

(指掌紋記録等処理経過の記録)

第12条 規則第4条第4項の規定による整理保管の徹底を図るため、鑑識課長は指掌紋記録等の処理経過を記録するものとする。

(追加すべき身上事項等の通知)

第13条 規則第4条第1項及び第2項の規定により、警察署長等（警察本部の犯罪捜査を担当する課（隊を含む。）の長及び警察署長をいう。以下同じ。）は、警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「警察庁犯罪鑑識官」という。）及び鑑識課長に送信等を行った指掌紋記録等に係る身上事項で、追加し、又は訂正すべきものがあると認めるときは、ライブスキャナを用いて通知

するものとする。

2 鑑識課長は、前項の規定による通知を受けたときは、その保管に係る指掌紋記録等に係る身上事項について必要な追加又は訂正を行うものとする。

(処分結果記録の作成と送信)

第14条 規則第5条第1項に規定する処分結果記録の作成及び送信は、ライブスキャナを用いて行うものとする。

(追加すべき処分結果記録等の通知)

第15条 警察署長等は、規則第5条第1項の規定により、警察庁犯罪鑑識官及び鑑識課長に送信等を行った処分結果記録に係る処分結果を追加し、又は訂正すべきものがあると認めるときは、速やかにライブスキャナを用いて通知するものとする。

(指掌紋記録等の廃棄等)

第16条 鑑識課長は、その保管に係る指掌紋記録等及び当該指掌紋記録に係る処分結果記録又は処分結果資料を抹消し、又は廃棄するときは、規則第5条第3項に基づき行うものとする。

(現場指掌紋等の送付)

第17条 警察署長等は、規則第6条第1項の規定により現場指紋又は現場掌紋及び協力者指紋又は協力者掌紋（以下「現場指掌紋等」という。）を鑑識課長に送付するときは、別に定める書面を添付するものとする。

(現場指掌紋等の対照結果等の通知)

第18条 鑑識課長は、規則第6条第2項の規定による現場指掌紋等の対照及び同条第3項の規定による遺留指掌紋の照会の結果は、警察署長等に対し、電話で通知するとともに、該当の指掌紋記録を発見したときは、必要に応じて書面の送付をもって通知するものとする。

(遺留指掌紋の照会)

第19条 規則第6条第3項の規定による遺留指掌紋の照会及び規則第7条第1項の規定による依頼は、端末装置を用いて行うものとする。

(遺留指掌紋の保管及び廃棄)

第20条 規則第6条第3項に規定する遺留指紋及び遺留掌紋（以下「遺留指掌紋等」という。）は、鑑識課長が保管するものとする。ただし、次の各号に掲げる事由が発生したときは、それぞれ当該各号に定める措置をとるものとする。

- (1) その保管に係る遺留指掌紋（以下「保管遺留指掌紋」という。）に係る事件の被疑者の判明（当該被疑者に係る指掌紋記録等が保管遺留指掌紋に該当した場合に限る。） 当該保管遺留指掌紋を送付した警察署長等に当該保管遺留指掌紋を送付すること。
- (2) 保管遺留指掌紋に係る事件の公訴の時効の完成 当該保管遺留指掌紋を廃棄すること。

(指名照会)

第21条 規則第8条第1項の規定により警察署長等は鑑識課長に対し、指名照会を行うものとする。

2 鑑識課長は、前項の照会を受けたときは、規則第8条第2項の規定により対照し、その結果を警察署長等に回答するものとする。

(被疑者に係る指掌紋照会)

第22条 規則第9条第1項の規定による照会は、ライブスキャナを用いて行うものとする。

(変死者等に係る指掌紋照会)

第23条 規則第10条第2項の規定による照会は、端末装置を用いて行うものとする。

(処理経過等の記録)

第24条 指掌紋記録等及び遺留指掌紋の処理及び照会の経過を明らかにするため、鑑識課長及び警察署長等は、別に定める簿冊を作成するものとする。

第4章 雑則

(雑則)

第25条 この訓令に定めるもののほか、業務の運用に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成18年9月22日三重県警察本部訓令第19号]

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成20年7月9日三重県警察本部訓令第10号]

この訓令は、公布の日から施行する。